主

原判決を破棄する。 被告人を懲役一年二月に処する。 本裁判確定の日から三年間右刑の執行を猶予する。 原審及び当審の訴訟費用は全部被告人の負担とする。

理由

本件各控訴の趣意は、弁護人林逸郎、同遊田多聞、同吉江知養、同出射義夫、同倉田雅充及び同三宅秀明が連名で差し出した控訴趣意書並びに検事屋代春雄が差し出した東京地方検察庁検察官検事布施健作成名義の控訴趣意書にそれぞれ記載してあるとおりであり、これらに対する各答弁は、検事鈴木久学が差し出した答弁書並びに弁護人林逸郎、同吉江知養及び同出射義夫が連名で差し出した答弁書にそれぞれ記載してあるとおりであるから、いずれもこれを引用し、これに対して、当裁判所は次のように判断をする。

検察官の論旨第一点について。

昭和三七年法律第一一二号による改正前の公職選挙法第二二五条第二号は「交通若しくは集会の便を妨げ、演説を妨害し、その他偽計詐術等不正の方法をもつて業の自由を妨害したとき」と規定しているが、ここにいう「選挙の自由」とは、の規定ので選挙運動者等が、当該候補者の当選を得るため、法令の規定の範囲内で選挙運動をすることの自由(選挙運動の自由)及び選挙人が、自己の良心に、のの意当と認める候補者に投票することの自由(投票の自由)を指すもとと解ざれるが、「投票の自由」についていえば、自己の良心に従つて、その適当と解すること(判断の自由)は、投票するための不可欠の前提条件であるに投票の自由」を特に除外しなければならない理由はないものと解するのが相当である。

もつとも、右規定は、「その他偽計詐術等不正の方法」について、「交通若しくは集会の便を妨げ、演説を妨害」することをその例示として列挙しているだけであって、交通の便を妨げることが「投票する自由」を妨害することになると思われる「選挙運動の自由」を妨害する行為であり、「判断の自由」を妨害すると思われる行為は含まれ亡いないようにみえるが、このことにはいると解さればかりでなく、右改正前の公職選挙法第二二五条第三号は、「投票の自す」をはいていえば、「判断の自由」をも保障しようとするものであって、選挙のはいていえば、「判断の自由」をも保障しようとは考えられず、又職権濫用による選挙のは、「投票する自由」だけを保障しようとしているものと解される自由」がよの自由」を保障しようとしているものと解される。

もつとも、右改正前の公職選挙法第二二五条第一号及び第三号並びに同法第二二 六条が暴行や威力を加えたり、拐引したこと、威迫したこと、職務の執行を怠り、 従つて、被告人の本件所為が右改正前の公職選挙法第二二五条第二号後段に当らないとした原判決には法令適用の誤があり、右違法は判決に影響を及ぼすことが明らかであるから、原判決は破棄を免れず、論旨は翌日がある。

よつて、本件控訴は理由があるから、検察官の論旨第二点に対する判断を省略 し、刑事訴訟法第三九七条第一項、第三八〇条により、原判決を破棄した上、同法 第四〇〇条但書の規定に従い、更に、自ら、次のように判決をする。

(罪となるべき事実)

罪となるべき事実は、原判決中「(その詳細は右冊子の記載自体によつて明らかであり、昭和三四年六月一一日付起訴状記載の公訴事実に摘記されているところであるから、ここにこれを引用する)」とある部分の内、「昭和三四年六月一一日付

起訴状記載の公訴事実」とある部分を「昭和三四年七月一日付訴因罰条追加請求 書」と訂正し、且つ「もつて公然事実を摘示してBの名誉を殿損」の次に「すると同時に、右不正の方法によつて選挙人の選挙の自由を妨害」を附加した外は、すべ て原判決摘示のとおりであるから、これを引用する。

(省略) (証拠の標目)

(法令の適用)

被告人の判示所為中名誉毀損の点は刑法第二三〇条第一項、罰金等臨時措置法第三条第一項に、選挙の自由妨害の点は昭和三七年法律第一一二号による改正前の公職選挙法第二二五条第二号後段に各該当するところ、右は一個の所為で二個の罪名に触れる場合であるから、刑法第五四条第一項前段第一〇条に従い、重い後者の罪の刑に従い、所定刑中懲役刑を選択し、その所定の刑期範囲内において、被告人を 懲役一年二月に処し、情状により、同法第二五条第一項に従い、本裁判確定の日か ら三年間右刑の執行を猶予し、なお原審及び当審の訴訟費用は、刑事訴訟法第一八 一条第一項本文の規定に従い、全部被告人に負担させることとする。

よつて、主文のよらに判決をする。 (裁判長判事 河本文夫 判事 清水春三 判事 西村法)